

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十六日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第三十一号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の七項を加える。

3 第一項の表第八号に規定する休暇（以下この条において「病気休暇」という。）のうち、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日及び当該病気休暇に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して九十日を超えることはできない。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の五第一項若しくは第六十六条の八第五項又は学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十六条の規定により勤務時間の短縮の措置を受けた場合

4 前項の規定にかかわらず、精神疾患のため療養の必要がある場合（第六項又は第七項の規定により除外日を除いて連続して九十日を超える期間の特定病気休暇が承認されている場合を除く。）は、除外日を除いて連続して九十日を超える期間の特定病気休暇を承認することができる。ただし、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して百八十日を超えることはできない。

5 第三項、前項、次項及び第七項の規定の適用については、連続する八日以上（当該期間における週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日以外の日（以下この項において「要勤務日」という。）の日数が三日以上である場合にあつては、連続する八日以上（この期間における要勤務日の日数が四日以上である期間）の特定病気休暇を使用した職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、一回の勤務に割り振られた勤務時間（一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に年次有給休暇又は特別休暇（病気休暇を除く。）を使用した時間その他の人事委員会が定める時間（以下この項において「年休使用時間等」という。）がある場合にあつては、一回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、年休使用時間等

外の時間)の全てを勤務した日の日数(第七項において「実勤務日数」という。)が二十日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

6 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して九十日(第四項の規定により除外日を除いて連続して九十日を超える期間の特定病気休暇が承認されている場合にあつては、当該特定病気休暇の期間の末日)に達した場合において、九十日(同項の規定により除外日を除いて連続して九十日を超える期間の特定病気休暇が承認されている場合にあつては、当該特定病気休暇の期間の末日)に達した日後においても引き続き負傷又は疾病(当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日(以下この項において「特定負傷等の日」という。))の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。)のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第三項の規定にかかわらず、当該九十日(第四項の規定により除外日を除いて連続して九十日を超える期間の特定病気休暇が承認されている場合にあつては、当該特定病気休暇の期間の末日)に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して九十日(当該特定負傷等が精神疾患である場合又は当該特定負傷等の日前の特定病気休暇の期間が九十日を超える場合にあつては、百八十日から当該特定負傷等の日前の特定病気休暇の期間の日数を減じて得た日数)を超えることはできない。

7 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して九十日(第四項の規定により除外日を除いて連続して九十日を超える期間の特定病気休暇が承認されている場合にあつては、当該特定病気休暇の期間の末日)に達した場合において、九十日(同項の規定により除外日を除いて連続して九十日を超える期間の特定病気休暇が承認されている場合にあつては、当該特定病気休暇の期間の末日)に達した日の翌日から実勤務日数が二十日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第三項の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して九十日(第四項の規定により除外日を除いて連続して九十日を超える期間の特定病気休暇が承認されている場合にあつては、百八十日から当該承認されている特定病気休暇の期間の日数を減じて得た日数)を超えることはできない。

8 特定病気休暇に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第三項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

9 第三項から前項までの規定は、条件付採用期間中の職員には適用しない。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十四年一月一日から施行し、改正後の第十条第三項から第九項までの規定は、同日以後に使用した職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第十条第一項の表第八号に規定する休暇について適用する。